

別紙様式第十五の二 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令68・一部改正)

財 務 公 司 興
有 限 公 司 經 理

証券の貸借担保金の取引状況報告書

共通項目												
取引 種別	取引年月						備考欄①～④				販売国名	

掲載法規：外国為替の取引等の報告に関する法令
主務官庁：財務省

報告年月日: _____

親 会 表: _____

氏名又は名称 _____

及び代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当欄に印)

1. 親会 2. その他金融機関 3. その他

在前又は所任座 _____

責任者の氏名 _____

担当者氏名 (通称・別号) _____

《外傳：趙萬里先生學記、附：趙門雜錄》

[illegible]

《入學總論》

1. 四捨五入により記入すること。
2. 「真正者の氏名」欄には、報告の原簿について渡された者の氏名を記入すること。
3. 本報告書は、非居住者との間の証券金融取引に係る現金預金金の受払の状況を記入すること。
4. 「共通項目」及び「開通項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
5. 本報告書は、「共通項目（取引種別から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別表として作成すること。
6. 外貨に係る報告については原則として米ドルを単位とし、円貨に係る報告については単位単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
7. 本欄に所在する銀行等又は金融商品取引業者を理由して非居住者となつた証券投資機関に係る現金預金金の取引金額を隔いて報告すること。親元の理由となる貸借取引の債権を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引に係る現金預金金の取引金額を含めて報告すること。
8. 記入欄が不足する場合は、本様式を別添として添付すること。

《日本經濟政策4.3》

【報告書裏面】
【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】	
取引種別		取引年月		報告者コード		勘定区分（信託確定保有銀行等）	
コード	定義			コード	定義	コード	定義
4 0	居住者の担保金の差入	YYYYMM	西暦年月 (5桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	0 0	銀行勘定
4 2	居住者の担保金の受入					1 0	信託勘定
						<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者

【明細項目】

【注5】		【注6】			【注7】	
非居住者投資家の所在国又は地域		取引金額			勘定区分	
		月申スタート	月申エント	月末残高	コード	定義
コード	定義				コード	定義
(3桁)	本書令別表第2に 定める国又は地域 番号	居住者の担保金の差入額 居住者の担保金の受入額	居住者の担保金の回収額 居住者の担保金の返戻額		(3桁)	<下を参照>

【注7】		通貨名称		通貨名称		通貨名称		通貨名称	
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	パングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	パキスタン・パソ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ペネズエラ・ボリ・バル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	SDR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パンフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チエコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルクセンブルク・フラン	175
スター・リング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シケケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モリシャス・ルピー	164	その他	999

- 【注1】 取引種別
- 【注2】 取引年月
- 【注3】 報告者コード
- 【注4】 勘定区分
- 【注5】 非居住者投資家の所在国又は地域
- 【注6】 取引金額
- 【注7】 勘定区分コード
- 居住者の担保金の差入を「4 0」、居住者の担保金の受入を「4 2」として記入すること。
- 年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「0 1」から「1 2」として記入すること（報告年月日の記入も同じ。）。
- 日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。
- 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「0 0」、同信託勘定を「1 0」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
- 当該取引の相手方の所在国又は地域を本書令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
- 外貨に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円貨に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
- 当該担保金の派通貨コードをコード表に従い記入すること。

（注）本報告書の提出に際しては、この要領を転写することは要しない。